

## 大津市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、認知症の高齢者等が日常生活における偶発の事故により第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合において、これを補償するための個人賠償責任保険を利用する事業（以下「保険事業」という。）を実施することにより、認知症の高齢者等及びその家族等の不安・負担を軽減し、もって地域で安心して生活できる環境を整備することを目的とする。

### (利用対象者)

第2条 保険事業を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する、大津市行方不明高齢者早期発見ダイヤルに登録している者であって、医師から認知症（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の診断を受けているものとする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 介護保険給付における介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院若しくは地域密着型介護老人福祉施設に係るサービスを利用している者又は認知症対応型共同生活介護若しくは特定施設入居者生活介護に係るサービスを利用している者
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所に入院している者
- (3) 次のいずれかに該当する社会福祉施設に入所している者

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設又は更生施設

ウ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム

### (利用の申請)

第3条 保険事業の利用をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大津市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業利用申請書（様式第1号）に認知症と診断されたことが分かる書類を添えて市長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請ができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 対象者本人
- (2) 対象者の家族又は親族
- (3) 対象者の成年後見人、保佐人又は補助人
- (4) 対象者を現に介護又は支援している者であって、市長が特に必要と認めた者

### (利用の決定等)

第4条 市長は、前条第1項の規定に基づく申請があったときは、速やかにその利用の可否を決定し、申請者に対し、その結果を大津市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業利用申請結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定によりその利用を決定したときは、市が個人賠償責任保険に係る契約を締結する会社（以下「保険会社」という。）との間で、当該決定を受けた対象者（以

下「被保険者」という。)の個人賠償責任保険の加入に係る手続を行うものとする。

(変更等の届出)

第5条 前条第1項の規定により利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事由が生じたときは、大津市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業異動等届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請した事項に変更が生じたとき。
- (2) 被保険者が対象者としての要件を満たさなくなったとき。
- (3) 被保険者が死亡したとき。
- (4) 保険事業の利用を辞退するとき。

(利用の取消し)

第6条 市長は、利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、この事業の利用を取り消すことができるものとする。

- (1) 前条に該当し、各号のいずれかに該当するにもかかわらず、同項に規定する辞退の届出がされないとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手続によって利用の決定を受けたとき

2 市長は、前項の規定により事業の利用を取り消すときは、大津市認知症高齢者等個人賠償責任保険利用取消決定通知書(様式第4号)により利用者へ通知するものとする。

(保険事業の対象となる事故)

第7条 保険事業は、被保険者が日常生活における偶然の事故により第三者の身体又は財物に損害を与えたこと等により、法律上の損害賠償責任を負った場合を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、保険会社が定める約款及び特約条項(以下「保険約款等」という。)により免責事由とされた事故については、保険事業の対象としない。

(補償額の上限)

第8条 保険事業による補償額の上限は、1億円とする。

(事故発生時の手続等)

第9条 利用者又は被保険者は、保険事業による補償の対象となる事故が発生したときは、保険約款等の定めるところに従い、速やかに保険会社に当該事故の報告を行うとともに、保険会社が定める手続を行うものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、保険事業の実施について必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。